

令和元年 5 月 23 日
気象庁予報部

配信資料に関するお知らせ

～宮城県、福島県及び熊本県の一部市町村における洪水警報・注意報の
暫定基準を適用した運用の終了について～
(平成 29 年 6 月 20 日付お知らせ及び平成 30 年 5 月 21 日付お知らせ関連)

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」及び「平成 28 年（2016 年）熊本地震」等の影響を考慮し、一部の市町村において、大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用しています。今般、堤防等の復旧状況等から、下記の市町村については令和元年 5 月 29 日 13 時（日本時間）から洪水警報・注意報の暫定基準を適用した運用を終了します。その他の市町村については、暫定基準を適用した運用を継続します。

記

○宮城県（洪水警報・注意報）

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村
多賀城市、利府町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

仙台市東部、名取市、岩沼市、山元町、松島町、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町、

○福島県（洪水警報・注意報）

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村
いわき市、相馬市、新地町、檜葉町

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

○熊本県（洪水警報・注意報）

暫定基準を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村
熊本市、西原村、御船町、山都町、宇城市、美里町、南阿蘇村

暫定基準を適用した運用を継続する市町村

嘉島町、益城町、阿蘇市